減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	［略］			［略］
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［略］			［略］
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	［略］			［略］
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	［略］			［略］
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［略］			［略］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［略］			［略］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［略］			［略］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［略］			［略］

［注1～23　略］

［イ　略］

ウ　申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号

減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	［同上］			［同上］
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［同上］			［同上］
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	［同上］			［同上］
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	［同上］			［同上］
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［同上］			［同上］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［同上］			［同上］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［同上］			［同上］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［同上］			［同上］

［注1～23　同上］

［イ　同上］

ウ　申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十